

例題 1 5

助教授 濱本 正太郎
shotaro@rokkodai.kobe-u.ac.jp

6月28日までに e-mail で届いた答案は添削してお返しします。

以下は、奥脇直也ほか『国際関係法』（放送大学テキスト、1994年）pp. 115-116からの抜粋である。熟読の上、問に答えよ。

「とくに独禁法について、アメリカは外国において外国人が行なった行為であっても、それが独禁法が維持しようとする米国市場の自由と公正取引を侵害する意図でなされ、直接かつ実質的にそうした効果を持つ場合には、それら行為に対して独禁法を域外適用してきた（「効果理論」）。これに対してヨーロッパ諸国の中には、『対抗立法』をもって、効果理論に基づく域外適用を相殺する措置をとる場合も生じた。もっとも独禁法の域外適用には合理的な面もあり、その後、効果理論は一定の限定付きで国際的に承認されてきている。アメリカは効果理論の適用基準をさらに明確化するために『管轄権の合理性規則』を策定した。しかし、これはアメリカが主権の相互尊重のための礼譲として域外適用を自制するにとどまり、その判断はアメリカが一方的に行なうものであり、国際法の基準に成熟する要素を持たない。」

問 「効果理論は一定の限定付きで慣習国際法規則となっている」という主張の成否を論ぜよ。

注 結論自体は評価の対象としない。